平成27年4月1日病院規程第8号-2

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人芦屋中央病院職員就業規則(平成27年病院規程第6号。以下「就業規則」という。)に基づき、就業規則第56条に規定する職員のうち、医師として従事する職員(非常勤職員及び再雇用職員を除く。以下「医師」という。)の退職手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

この規程の定めるところによるほか、地方独立行政法人芦屋中央病院の退職手当に関する規程 (平成27年病院規程第8号。以下「職員退職手当規程」という。)の定めるところによる。

(退職手当の支給)

- 第2条 退職手当は、常時勤務する医師が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、 その遺族)に支給する。
- 2 退職手当は勤続1年以上の医師が退職したときに支給する。

(退職手当の支払)

第3条 次条及び職員退職手当規程第16条の規定による退職手当(以下「医師の退職手当」という。)並びに職員退職手当規程第18条の規定による退職手当は、医師が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(医師の退職手当)

第4条 退職した医師に対する退職手当の額は、次条から第7条まで、職員退職手当規程第9条から第10条まで及び第13条から第16条までの規定により計算した退職手当の基本額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した医師に対する退職手当の 基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月 額(職員が休職、停職、減給、その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない 場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月 額とする。以下「給料月額」という。)に、別表第1に掲げる割合を乗じて得た額の合計額 とする。
- 2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第7条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(職員退職手当規定第20条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(定年により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、別表第3に掲げる割合を乗

じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当するものを除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第7条 職制若しくは予算の減少により、廃職若しくは課員を生ずることにより退職した者、 業務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年により退職 した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の 基本額は、退職日給料月額に、別表第4に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、 又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者 を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(医師の退職手当の額に係る特例)

- 第8条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、職員退職手当規程第9条及び第15条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
 - (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(医師の退職手当の給料)

第9条 給料月額及び退職日給料月額のうち、評価給については、退職日における人事評価結果にかかわらず、原則としてE評価であったものとみなして計算する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、同日以後の退職による退職手当について適用する。

(法人移行職員の退職手当の特例)

2 地方独立行政法人芦屋中央病院の成立の日において地方独立行政法人法第59条第2項の規定により芦屋町職員から引き続き法人の職員となった者の在職期間について、芦屋町一般職員の退職手当に関する条例(昭和40年条例第18号)の規定による勤続期間を法人職員としての引き続いた在職期間とみなす。

別表第1 (第5条1項関係)

勤続年数	退職金係数	勤続年数	退職金係数
1	0. 73	21	15. 64
2	1. 46	22	16. 91
3	2. 21	23	18. 15
4	2. 95	24	19. 38
5	3. 36	25	20. 53
6	4. 03	26	21. 56
7	4. 66	27	22. 56
8	5. 27	28	23. 57
9	5. 87	29	24. 60
10	6. 19	30	25. 61
11	6. 83	31	26. 40
12	7. 46	32	27. 20
13	8. 16	33	28. 03
14	8. 78	34	28. 83
15	9. 39	35	29. 63
16	10. 39	36	30. 43
17	11. 39	37	31. 37
18	12. 39	38	32. 32
19	13. 39	39	33. 28
20	14. 37	40	34. 24
		41	35. 22

別表第2(第5条2項関係)

勤続年数	退職金係数	勤続年数	退職金係数
1	0. 44	21	10. 55
2	0.88	22	11.81
3	1. 32	23	13. 05
4	1.77	24	14. 27
5	2. 02	25	15. 45
6	2. 42	26	16. 46
7	2.80	27	17. 46
8	3. 16	28	18. 46
9	3. 52	29	19. 48
10	3. 71	30	20. 49
11	4. 18	31	21. 27
12	4. 65	32	22. 06
13	5. 16	33	22. 87
14	5. 61	34	23.66
15	6.06	35	24. 45
16	6. 63	36	25. 25
17	7. 19	37	26. 15
18	7. 75	38	27.07
19	8. 31	39	28.00
20	9. 29	40	28. 93
		41	29.87

別表第3 (第6条関係)

勤続年数	退職金係数	勤続年数	退職金係数
1	0. 92	21	19. 24
2	1.83	22	20. 53
3	2. 76	23	21.77
4	3. 69	24	22.99
5	4. 20	25	24. 13
6	5. 03	26	25. 17
7	5. 82	27	26. 17
8	6. 59	28	27. 18
9	7. 34	29	28. 22
10	7. 74	30	29. 24
11	8. 54	31	30.04
12	9. 32	32	30. 84
13	10. 20	33	31. 68
14	10. 98	34	32. 48
15	11.74	35	33. 29
16	12. 99	36	34. 11
17	14. 24	37	35. 07
18	15. 49	38	36. 04
19	16. 74	39	37. 02
20	17. 96	40	38.00
		41	39.00

別表第4(第7条関係)

勤続年数	退職金係数	勤続年数	退職金係数
1	1. 10	21	20. 33
2	2. 19	22	21. 40
3	3. 31	23	22. 43
4	4. 42	24	23. 44
5	5. 04	25	24. 36
6	6. 04	26	25. 52
7	6. 99	27	26.65
8	7. 90	28	27.78
9	8. 81	29	28. 95
10	9. 29	30	30.09
11	10. 24	31	31. 26
12	11. 19	32	32. 43
13	12. 25	33	33. 65
14	13. 17	34	34. 83
15	14. 08	35	35. 55
16	15. 14	36	36. 28
17	16. 17	37	37. 16
18	17. 22	38	38.04
19	18. 25	39	38. 94
20	19. 26	40	39. 84
		41	40.76